

栃木県農政部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する運用について

（趣旨）

1. 本運用は、栃木県農政部において遠隔臨場を実施するのにあたり、当面の運用を定めるものである。

（対象工事）

2. 対象工事は農政部が発注する工事の内、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件のいずれかにあてはまるものが望ましい。
 - ・ 構造物等の立会頻度が多い工事
 - ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事（概ね片道 30 分以上を要すもの）

（試行件数）

3. 各農業振興事務所は、遠隔臨場の導入による効果の検証及び課題の抽出を行うため、年間 1 件以上の試行を目標とする。ただし、受注者との調整等により目標を超える試行が実施できる場合は、実施して構わない。

（試行方法）

4. 試行を行うにあたっては、試行要領によることを基本とするが、当面の実施方法を以下の（1）および（2）のとおり定める。

（1）工事の取扱い

① 新規発注工事

ア) 試行を行うにあたり、発注時に特記仕様書に記載することとする。

② 施工中の工事

ア) 2. 対象工事に合致する工事については、受注者に要請し試行可能の回答が得られた場合は、設計変更により発注者指定型として試行することも可とする。

イ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施する場合は、発注者指定型として実施する。

ウ) ア)、イ)によらず、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、受注者希望型として試行することも可とする。

（2）費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を共通仮設費に積上げ計上する。

費用は、当初設計では計上せずに、設計変更時に計上するものとする。

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については現場管理費及び一般管理費の対象外とするため、標準積算システムにおいては「一括計上価格」に計上する。なお、「一括計上価格」に計上すると「法定福利費概算額」が正しく計算されないため、請負代金内訳書等に法定福利費を明示する際はシステム上に表示される金額を採用せず別途計算すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・従来の立会、確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積りを徴収し、対応すること。
- ・なお、従来の費用と分離して計上することが困難なものは積上げ計上の対象外とする。

（その他）

5. 遠隔臨場を試行した工事を対象とした課題の抽出に関するアンケート調査等を実施し効果検証を行っていく。この場合、受注者はこれに協力するものとする。

発注者（監督職員）および受注者（現場代理人等）は、工事完了後速やかにアンケート調査票（別紙）を記入し、関係資料とともに農村振興課技術調整担当宛て提出するものとする。

本運用による遠隔臨場の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに受発注者間で協議のうえ対応するものとする。

附 則

本運用は、令和4（2022）年7月10日から適用する。

参考資料

特記仕様書（記載例）

□本工事は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」の対象工事である。

□本工事は「遠隔臨場試行工事（受注者希望型）」の対象工事である。

実施については受発注者間で協議を行い、実施内容については施工計画書に記載すること。

詳細は、『栃木県農政部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領（案）』及び『栃木県農政部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する運用について』による。

受注者（現場代理人等）は、工事完了後速やかにアンケート調査票（別紙）を記入し、農村振興課技術調整担当宛て提出するものとする。

（遠隔臨場試行工事）

受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」及び発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場の試行を行う工事。